

## 特別法上の株式譲渡制限の意義

著者	高間 佐知子
雑誌名	東邦学誌
巻	42
号	1
ページ	127-135
発行年	2013-06-10
URL	<a href="http://doi.org/10.20728/00000309">http://doi.org/10.20728/00000309</a>

## 特別法上の株式譲渡制限の意義

高 間 佐知子

愛知東邦大学

## 特別法上の株式譲渡制限の意義

高 間 佐知子

### 目 次

- I はじめに
- II 日刊新聞法に基づく株式譲渡制限
- III 会社法における株式譲渡制限との関係性
- IV おわりに

### I はじめに

会社法127条において株式の自由譲渡性が原則とされている。ただし、その例外として譲渡制限株式が認められており（会社法2条17号）、株式譲渡の承認手続ルールを定めることによって（会社法136条以下）、一定の閉鎖性を認めるとともに手続を経ることで譲渡可能性も確保している。会社法とは別に、いわゆる特別法である日刊新聞法においても株式の譲渡制限に関する規定が存在し、日刊新聞を発行する会社にあつては、会社法ではなく日刊新聞法に基づいて譲渡制限株式が扱われることとなる。

このように株式譲渡制限については、会社法と日刊新聞法の2つの法律が交錯することになるが、日刊新聞法の譲渡制限に関する近年の裁判例をもとにして、次のような法的問題が生じている。

第一に、指定買取人の通知がなかった場合に、会社法145条2号により譲渡を承認したことになるのかという問題である。これは、日刊新聞法にはないルールについて会社法を適用して解決を図ることができるのか又は妥当かどうかという問題でもある。第二に、日刊新聞法とは別に、会社と株主の間で交わされた株式譲渡に関するルールがあった場合に、当該ルールはどのように解釈すべきであるかという問題である。株式譲渡に関する契約の問題であるが、当該契約そのものが法的に有効となるかどうかを考える。第三に、日刊新聞法における株式譲渡制限の意義をどのように捉えるべきであるかという問題である。これは、会社法上の理念や制度趣旨に基づいて日刊新聞法上の株式譲渡制限をどのように捉えることができるかを検証する。

これらの問題点につき、本稿は若干の考察を試みることを目的とする。考察にあたっては、まず日刊新聞法上の譲渡制限がどのようなものかについて簡単に触れ、次に参考となる裁判例を紹介しつつ判旨に対して検討を加え、最後に会社法上の株式譲渡制限との関連性について考えることとする。

## Ⅱ 日刊新聞法に基づく株式譲渡制限

### 1 日刊新聞法上の譲渡制限

日刊新聞法とは、正式には「日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律」と称されるものである。昭和26年に制定され、昭和41年の改正を経て現在に至っている。改正前の日刊新聞法1条では、株式の譲受人を当該株式会社の事業に関係のある者であって取締役会が承認した者に限定する旨の規定を定款で定めることができるとされていたが、改正後は株式の譲受人を単に定款をもって当該株式会社の事業に関係のある者に限定できるという規定となった。昭和41年の法改正をもって取締役会での承認手続きを不要にしたが、依然として定款で取締役会の承認を必要とする旨の規定を設けることは可能である。

日刊新聞法上の譲渡制限の趣旨は、会社法とは異なり新聞報道の高度な「公共性」を基礎として、報道の正確性などを確保する目的から、外部資本によるコントロールを排除することで経営の独立性を維持する必要性が強調されている。一般の株式会社と違い、報道の自由といった政策的な観点が強く出ているようにも見える。

ただ、日刊新聞法の規定の在り方は会社法と類似しており、株式の譲渡を禁止するのではなく、あくまで譲受人の資格に制限を設けることを認めるに留めている。しかし、会社法では譲受人についての承認機関として、取締役会設置会社では取締役会、それ以外の会社では株主総会を原則としているのに対して、日刊新聞法では昭和41年改正で承認機関に関するルールが削除されている。これは、譲受人の資格が事業に関係のある者というように、すでに限定がかかっているため、あえて承認機関を設ける必要性がないためとも考えられる。

### 2 裁判例

日刊新聞法に基づく譲渡制限に関する裁判例として、東京地裁平成21年2月24日判決（判例時報2043号136頁）を取り上げて検討する。特に本件では日刊新聞法だけでなく、定款規定および譲渡ルールが存在し、こうした様々なルールが存在するなかで、会社法の規定が適用されることになるのかどうかを考えるにあたって参考となる裁判例である。

#### (1) 事実の概要

日刊新聞を発行する株式会社であるY社の元社員でY社の「社友<sup>1</sup>」としてY社株5590株を保有するX1が、友人でありY社から著書を出版しているX2に対して自己の保有するY社株1000株を譲り渡した。

そして、X1・X2はY社に対して当該譲渡の承認請求及び承認しない場合の買受人の指定請

---

#### 〈注〉

<sup>1</sup> 「社友」とは、Y社を退社した社員のうち、一定の要件を備えた者の中から取締役会の推薦に基づいて付与される地位であり、社友となった場合には、退社後もY社の事業関係者としてY社株を保有することができるとしている。

求を行ったところ、Y社は、X2が「日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律」（以下「日刊新聞法」とする。）1条の規定に基づいてY社の定款で定められた株式譲受資格であるY社の「事業に関係のある者」に該当しないとして、譲渡承認を拒絶し、買受人の指定も行わなかった。

さらに、Y社は、当該譲渡がY社の社友規定における資格取消事由に該当する行為であるとして、Y社の取締役会において、X1の社友資格を取消す決議を行った。

そこで、X2は、当該譲渡によってY社株の株主となることを主張し、X1は、自己が社友の地位にあること及び引き続きY社株の株主であることを主張した。逆に、Y社は、X1が社友資格を失ったことから、X1との間で合意されているY社株の譲渡に関するルール（以下「本件譲渡ルール」とする。）によって、Y2がX1の保有株式を譲り受けたと主張した。

## (2) 争点

本件の争点は、以下の4点である。すなわち、①X2はY社定款で定める事業関係者に該当するか、②指定買取人による通知がなかったことから会社法145条2号により、Y社がX2への譲渡を承認したことになるのか、③本件譲渡ルールは有効に存在するのか、④X1はY社の社友資格および株主資格を喪失するのか、である。

## (3) 判旨

争点①について、次のように述べている。すなわち、Y社定款にいう「本会社の事業に関係のある者」とは、役員・従業員及びこれに準じる地位にある者を指すとともに、準じる者であるか否かは、日刊新聞の発行事業に密接に関係する業務を行う者であるか否か、という観点から判断すべきであり、Y社定款で定めるすべての事業を基準とすべきものとは認められない。

そして、小説の出版自体は、Y社における日刊新聞の発行事業ではなく、また、X2が識者として新聞紙面に意見を掲載されたとしても、Y社の役員・従業員に準じる地位とは認められない。

争点②について、次のように述べている。すなわち、Y社定款の7条前段における「取締役会の承認」を要するとする部分は会社法に基づく譲渡制限であり、7条後段及び8条の内容は日刊新聞法1条に基づく制限であると認められる。

そして、会社法による譲渡制限は、株主の個性が問題となることから、株式の取得について会社の承認にかからしめたものであるのに対して、日刊新聞法による譲渡制限は、その立法趣旨から、譲受資格そのものの制限を認めており、手続的に会社の承認等を経て株式を取得し得るものとはされていない。

また、日刊新聞法には会社法の準用規定は存在せず、独立した規定となっていることに照らせば、日刊新聞法に基づく譲渡制限に違反する譲渡は、絶対的に無効となるものといえるから、この場合に、会社に対して株式の買受人指定を求めることはできず、この指定請求に対して会社が指定をしなかったとしても、会社法145条2号の適用ないし類推適用はないというべきである。

争点③について、次のように述べている。すなわち、本件譲渡ルールは、会社法107条1項1号、同条2項1号による株式の譲渡制限とは切り離された株主間の債権的合意として、Y2と各

株主との間に存在するものというべきである。

また、株主間の契約としてキャピタルゲインの取得がない形式による株式取得の合意を行ったとしても、それが投下資本回収の方法を開ざすようなものでない限り、株式の本質に反するとまではいうことができず、契約自由の原則の範囲内にあるというべきである。

本件譲渡ルール上、投下資本の回収方法が確保されていることは明らかであり、本件譲渡ルールが強行法規または公序良俗に違反するものとはいえない（最高裁平成7年4月25日判決・裁判集民事175号93頁）。

以上により、X2について株式保有資格がなくなったときは、その保有するY社株をY2が1株あたり100円で取得することになる。

争点④について、次のように述べている。すなわち、社友の地位を喪失することは、直ちにY社株の保有資格を喪失することとなり、X1はY社株の株主として配当を受領する地位を失うという直接的な経済的不利益を受けることになる。

従って、Y社取締役会の裁量で一方的にその地位を奪うことはできず、社友規定の取消事由である3条但書に該当するか否かで取消しできるかを判断すべきである。

この点につき、退社に際しては、Y社の取締役会が社友となることを認めたそれまでの社員としての勤続の功などY社との緊密な関係を失わせるほどの著しく信義に反する行為を行った等、社友資格の取消しにより配当を受領する経済的利益を失わせることが社会通念上相当と言える場合に限り、取消事由に当たると認めるべきである。

本件譲渡については、社員株主制度と本件譲渡ルールを否定するものであり、Y社にとって好ましくない行動を個人的な信念で行ったものと言い得るものの、「本社および関連会社の信用を傷つける行為あるいは本社および関連会社の利益に反する行為があった場合」に該当するとは認められず、Y社の取締役会が行った社友資格の取消決議は相当性を欠くものとして無効である。

### 3 検討

#### (1) 日刊新聞法における「事業関係者」の定義

日刊新聞法には事業関係者に関する定義規定は存在しないため、解釈に委ねられている。本判決は、事業関係者の範囲について一定の解釈を明示するものである。事業関係者の定義について以下の2つの説が存在する。1説は、当該新聞社の従業員を主とするが、これに限らず、時々寄稿をする者または時々企画の相談にあずかる者など直接に当該新聞社に関係を有する者を含むとする説、そして、2説は、立法趣旨から見て、役員・従業員が中心であって、広告代理店や製紙会社などは含まれないとする説である。裁判例における原告主張としては、事業の中に「出版業」も含めて解釈し、関係者として寄稿者・相談者を含むとしていたが、本判決は、あくまで「事業」については日刊新聞の発行事業を基準として考えて、それと密接に関連する業務を行う者とし、基本的に外部者を含めず、関係者は役員・社員として事業に関与した者を念頭に置いて解釈している。

ここで問題となるのは、事業関係者の「事業」とは何か、さらに、事業関係者の解釈に幅を持たせるべきなのか、ということである。そもそも日刊新聞法とは、言論報道機関として報道の自由及び経営の独立性を確保・維持する目的で成立したものである。日刊新聞法の立法趣旨をもとに解釈するならば、本判決のように日刊新聞の発行事業との関係性を考えるべきであり、出版事業などを含めて解釈する必要はなさそうである。一事業に限定させて閉鎖的に解釈する必要性はないのではないか。

また、事業関係者の範囲が解釈によって広がりすぎると、特別法に基づいて譲受人の範囲を限定する意味がなくなるように思われるが、なぜ限定するのが疑問である。つまり、新聞社の閉鎖性維持をどこまで認めるのかという問題になる。一般の閉鎖会社と新聞社の違いはどこにあるのか。これは日刊新聞法の立法趣旨にある「報道の自由」という観念の影響が大きいものと思われる。

会社法に基づいても、譲渡に際して取締役会の承認を要求するとともに、常に先買権者を事業関係者に指定するならば、結果は同じになる。ただ、会社法では取締役会の裁量が大きく働くことになる。あえて会社法を排除する理由として、買受人指定の手続きを排除したいという意図があるのだろうか。なぜ指定請求すら認めないのか疑問の残るところである。

次に、事業関係者＝役員・従業員＋「社友」と考えるべきかという問題がある。ここで言う「社友」という概念も解釈の幅はそれほど狭くはない。解釈の幅の問題というよりも、解釈について取締役会の判断を尊重するかどうかの問題のように思われる。従って、あまり定義として議論する意味はないのかもしれない。

## (2) 会社法の譲渡制限規定との関係

ここで問題とするのは、特別法ルールを採用した場合に会社法ルールは排除されるのかということである。日刊新聞法に基づく譲渡制限を選択した場合の効果としては、以下の3つがある。第一に、会社法の譲渡制限規定の排除である。具体的には買受人指定請求権の排除ということになる。第二に、絶対無効による閉鎖性の維持である。第三に、投下資本の回収方法については契約で設定されることである。つまり、本件譲渡ルールがどのような効果を及ぼすのかという問題になる。

まず、特別法と会社法のどちらのルールを選択するかが自由であるならば、本判決の指摘するように、準用規定がないことから考えても、あえて会社法ルールを解釈で持ち込む必然性はない。もし仮に日刊新聞法によるルールを採用したのならば、新聞社独自の閉鎖性を確保する意図があり、それを尊重するならば、効果として譲渡制限規定の排除と絶対無効による閉鎖性維持という考え方を採用していると解釈できる。

問題として残るのは、第三の効果である投下資本回収方法の契約設定である。具体的には、契約によって譲渡制限の内容をどのように設定できるのかという問題になる。この点については、次の項目で検討する。

### (3) 本件譲渡ルールの有効性

ここでは譲渡制限のルールが成立しているのか、そして、成立する場合に、その内容は妥当なものなのかという問題を検討する。

まず、ルールとして成立するには、当事者間で内容につき合意されているかがポイントとなる。本件をみると、譲渡ルールは社員に対しては周知されており、本件譲渡ルールについての合意はあったと思われる状況である。このことからルールの存在自体は妥当なものといえるかどうかが問題である。

内容として、キャピタルゲインが得られないものとなっていることについては、そもそも市場で取引できない点を考慮すると、一応、投下資本を回収できる状況ではある。また、本件に関しては少なくともキャピタルゲインを期待して株式を取得しているわけではなく、譲渡価格に関しては合意の上で取得している。ただ予めルールとして設定することは妥当であるか疑問の残るところである。また、内容も本当に許容できるものなのかどうかも再検討しなくてはならない。

さらに、問題は事業関係者として株式を保有し続けることが要求されている点であり、株主の行動として事業関係者でない者への譲渡行為をどのように評価すべきかを考える必要がある。そして、社友資格・株主資格の取消事由との関係をどう解釈すべきかについては、次の項目で検討したい。

### (4) 本件社友資格の取消と判断基準

ここでは本件譲渡行為は社友資格の取消事由に該当するののかについて検討する。まず、過去の社友資格の取消事例としては、犯罪行為4件、長期音信不通1件の計5件となっている。しかし、本件では「本社および関連会社の利益に反する行為」であるかが問題とされており、過去の取消事由とは判断基準が異なる事例であるという点は注意が必要である。

取消事由となる会社の利益に反する行為として、本件譲渡行為が含まれるのか。本判決では、定款が株主の行為規範として機能しない点を重視して、信頼関係を破壊するものではないとする。しかし、定款の問題ではなく、本件譲渡ルール違反すなわち契約違反と捉えるならば、行為規範の問題にもなり得るのではないか。

また、別件譲渡事件があり、本件以外にも本件譲渡ルールに違反している社友がいるものの、他の社友に関しては取消が問題とされていない点が本判決でも指摘されている。ただ、本判決で特に取り上げられている別件譲渡事件は、社友同士での譲渡であって、譲渡価格の違反が問題となっている。本件では、そもそも社友などの事業関係者でない者への譲渡であることを考えると、他の事例との比較から扱いの違いを指摘できない可能性がある。ただし、指摘された別件譲渡事件以外にどのような事例があるのかが不明であることから、明確性には欠ける。

次に、本件社友資格の取消は、取締役会の裁量によるものなのかを検討する。会社法ではなく特別法である日刊新聞法に基づく譲渡制限を採用したことから、株主も会社（取締役会）も株式譲渡の閉鎖性と譲渡契約に強く拘束されるとも言える。事業関係者以外の者への譲渡を強く否定するのであれば、取消決議が行われること自体おかしくはない。



閉鎖性の維持という観点だけならば、絶対無効の効果をもってすれば足りるので、無理に株主資格を失わせる必要性はない。しかし、ここまで閉鎖性が要求されているならば、逆に閉鎖性を打開する行為は会社側としては大きな問題であるとも言える。

結果的に株主資格や株主としての経済的利益を取締役会議で奪うことができるとするのは、会社法の視点からでは困難であろう。特に、本件譲渡行為では、ガバナンス改革を目的としている事例であり、ある意味では会社の利益となる行為と評価もできる。日刊新聞法に基づく譲渡制限を選択したことにより、当事者の契約によって会社法のルールや原則といったものがどこまで排除されてよいのか検討の余地がある。

以上、判旨をもとに裁判例における争点ごとに検討を行った。次に、特別法上の株式譲渡制限が、会社法上の株式譲渡制限と制度的にどのような関係となるのか若干の考察を試みる。

### Ⅲ 会社法における株式譲渡制限との関係性

会社法では譲渡制限株式を譲渡するに当たっては、閉鎖性の維持という観点を前提としつつも、譲渡承認手続が制度化されていることから自由譲渡性が完全に排除されているわけではない。会社側に譲渡の承認決定権はあるものの、譲渡を拒絶するのであれば、買受人の指定を行うことになり、ここで拒絶や買受人の指定を行わなければ譲渡を承認したものとなる（会社法145条2号）。本件事実においては、譲渡の承認をすることもなく、買受人の指定もないという状況で、特に理由が示されることもなく会社法145条2号の類推適用が否定された点が最大の争点と言える。このような状態を法的に許容してよいのかどうかという問題である。

日刊新聞法には譲渡承認手続が制度として構築されていない。従って、考え方としては、制度がないので会社法で補うとするか、日刊新聞法の独自性を尊重して譲渡承認そのものを否定するか、大きく二つに分かれるだろう。

この点を考えるにおいて、株式に譲渡制限を付することの意味を再検討してみると、やはり閉鎖性の維持につきる。日刊新聞法は非常に特殊な法律であり、報道の自由といった憲法上の発想に基づく政策的な理念が色濃いものではあるが、あえてこうした理念を抜きにして、会社法の発想から解釈する場合、閉鎖性維持という点に注目すべきであろう。

では、日刊新聞法は閉鎖性維持の観点からどのように評価できるのか。会社法145条2号のような、いわゆるみなし承認を否定していると考えれば、日刊新聞法は会社法よりも閉鎖性維持が強化されていると見ることもできる。もともと株式譲渡制限のもつ最大の法的利益が閉鎖性維持ということであれば、それを強化する方向で制度設計されている日刊新聞法の存在は一定の合理性があるとも考えられる。従って、解釈論としても会社法の類推適用を否定するという点も、許容されてよいのではないかと。

### Ⅳ おわりに

コーポレート・ガバナンスという視点からすると、日刊新聞法や日刊新聞の発行を目的とする

株式会社という存在は非常に特異であって、許容しがたい面もあるのは確かである。しかし、株式に譲渡制限を付するという事は、株式の自由譲渡性を排除するという趣旨を尊重するならば、閉鎖性の強化された日刊新聞法の存在は、会社法と衝突するものではないと考えることもできる。

会社法の制度設計の在り方について、まだ十分な検討ができていないとは言えない。今後の研究をもって更なる考察を試みようと思う。

## <参考資料>

### 日刊新聞法

1条 一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社にあつては、定款をもって、株式の譲受人を、その株式会社の事業に関係のある者に限ることができる。この場合には、株主が株式会社の事業に関係のない者であることとなつたときは、その株式を株式会社の事業に関係のある者に譲渡しなければならない旨をあわせて定めることができる。

### Y社定款

7条 本会社の株式の譲渡については、取締役会の承認を要するとともに、株式の譲受人は本会社の事業に関係のある者に限る。

8条 本会社の株主が本会社の事業に関係のない者となつたときは、遅滞なく本会社の事業に関係のある者にその株式を譲渡しなければならない。

### Y社の社友規定

2条 社友は左の各号に該当する者で取締役会で推薦した者とする。

イ 理事補以上にあつた退社社員

ロ 退社社員にして本社と特に緊密な関係にあつた者、または関係にある者

3条 社友の期間は原則として終身とする。ただし、本社および関連会社の信用を傷つける行為あるいは本社および関連会社の利益に反する行為があつた場合などには取締役会で取消すことがある。また一年以上連絡の取れない場合には、社友資格を取消すことができる。

### 本件譲渡ルール

① Y社株の譲渡価格を一律に1株100円とすること。

② 事業関係者としてY社株式の株式保有資格がある限りは、原則として取得した株式を保有し続けること。

③ 退社・死亡等により株式保有資格がなくなつたとき又は個人的理由により株式を売却する必要が生じたときには、Y2が1株100円で買い戻すこと。

## <参考文献>

東季彦「株式譲渡制限の禁止規定とその特例法」日本法学18巻1号（1952年）  
味村治『改正株式会社法』（1967年・商事法務研究会）

大森忠夫ほか編『注釈会社法(3)株式』(1980年・有斐閣)〔大塚市助〕  
田村諄之輔「判例解説」ジュリスト906号(1988年)  
石田榮一「判例研究」金融商事判例807号(1988年)  
小野寺千世「定款による株式譲渡制限に関する立法論的考察」筑波法政14号(1991年)  
春田博「判例解説」法学セミナー449号(1992年)  
田中誠二『三全訂会社法詳論(上巻)』(1993年・勁草書房)  
山本為三郎「会社の行う株式の譲渡制限について」法学研究66巻1号(1993年)  
藤原俊雄「判例研究」法経研究41巻4号(1993年)  
高松宏之「判例解説」判例タイムズ821号(1993年)  
楠元純一郎「判例評釈」佐賀大学経済論集26巻6号(1994年)  
山本為三郎「定款による株式譲渡制限制度の法的構造」私法56号(1994年)  
宮島司「判例解説」臨時増刊『平成7年度重要判例解説』ジュリスト1091号(1996年)  
藤原俊雄「判例評釈」判例タイムズ907号(1996年)  
藤原俊雄「会社と従業員間の持株譲渡の合意の効力」判例タイムズ948号(1997年)  
小野寺千世「定款による株式譲渡制限制度に関する一考察」私法60号(1998年)  
黒石英毅「判例研究」法学新報105巻4・5号(1999年)  
竹内昭夫〔弥永真生補訂〕『株式会社法講義』(2001年・有斐閣)  
黒田伸太郎「株式譲渡制限等に関する合弁契約の効力」判例タイムズ1104号(2002年)  
大塚和成「判例解説」銀行法務21・687号(2008年)  
商法研究会「判例研究」法学研究81巻11号(2008年)  
河津博史「判例解説」銀行法務21・701号(2009年)  
弥永真生「判例解説」ジュリスト1374号(2009年)  
鳥山恭一「判例解説」法学セミナー653号(2009年)  
木下崇「判例解説」法学セミナー増刊・速報判例解説4号(2009年)  
川島いづみ「判例評釈」判例時報2060号(2009年)  
吉岡伸一「従業員持ち株会と従業員間の買戻し代金額についての特約」岡山大学法学会雑誌59巻2号(2009年)  
松嶋隆弘「メディアの閉鎖性」に関する会社法的考察～日経新聞事件最高裁判決を素材として～」民事法情報281号(2010年)  
中村信男「判例解説」臨時増刊『平成21年度重要判例解説』ジュリスト1398号(2010年)  
森本滋「判例評論」『私法判例リマックス』40号(2010年)  
三原園子「判例評釈」関東学院法学20巻1号(2010年)  
東北大学商法研究会「商事判例研究」法学74巻(2010年)  
三原園子「定款に全部株式譲渡制限の定めのある株式会社における従業員持株会による株式の買戻し規定の効力」関東学院法学20巻3号(2011年)  
小林俊明「閉鎖会社における従業員持株制度と株式譲渡制限契約」専修法学論集111号(2011年)  
内柘博信「判例評釈」志學館法学12号(2011年)

受理日 平成25年3月29日